

公立大学法人山形県立保健医療大学経営審議会規程

平成21年4月1日
規程 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学定款（以下「定款」という。）第14条第1項に規定する経営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 経営審議会は、定款第14条第2項各号に掲げる者により構成する。

(審議事項)

第3条 経営審議会は、定款第17条各号に掲げる事項を審議する。

(招集)

第4条 経営審議会の招集は、理事長が会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 理事長は、招集の後に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ通知した事件以外の事件を会議に付議することができる。

(議長)

第5条 経営審議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する理事がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 経営審議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 経営審議会の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。